

大阪常磐会大学短期大学部 学則

第1章 目的

第1条 大阪常磐会大学短期大学部（以下、本学という。）は教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、豊かな情操、高い知性と教養を身につけた人材の育成と、併せて保育者としての資質を高めることを目的とする。

第1条の2 本学の教育研究水準の向上を図り、その設置目的及び社会的使命を達成するため、別に定めるところにより、自己点検・評価を行う。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第2条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は4年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、学長の許可を得て、長期履修学生として在学することができる。

3 長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

第3条 本学に次の学科を置く。

乳幼児教育学科

第3条の2 乳幼児教育学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

生きることの大切さと生きることの喜びをすべての人びとと共有できる豊かな感性と、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な確かな知識を身につけた専門的職業人の養成に資する教育研究を行う。

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	総定員
乳幼児教育学科	150 名	300 名

第3章 教育課程及び履修方法

第5条 授業科目及び単位数等は、別表第1-1に定める。

2 教育課程における各科目の授業内容及び授業計画、評価基準等については、シラバス（授業概要）にて、あらかじめ明示するものとする。

3 履修方法については別に定める。

第6条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、

次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。  
ただし、別に定める授業科目については、30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

2 各科目の授業方法及び1単位あたりの時間数は、別表第1のとおりとする。

第7条 本学卒業に必要な単位は、必修とされる授業科目の単位を含め、62単位以上とする。

2 1年間に履修登録できる単位数については教務規程において、これを定める。

第7条の2 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の当該の大学又は短期大学における既修得単位については、教育上有益であると認めるときは、本学において修得したもものとして認定することができる。ただし、第2条に定める修業年限を短縮することはできない。

2 前項の規定により単位を認定する場合は、合計15単位を超えない範囲で行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、本条による単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

第7条の3 教育上有益であると認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により他の短期大学又は大学の授業科目を履修し、修得した単位については、15単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項に定めるもののほか、他の短期大学又は大学の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第7条の4 教育上有益であると認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生が休学することなく当該外国の短期大学又は大学に留学することを認めることがある。

2 前項の規定による留学の成果については、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲内で本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

3 前2項に定めるもののほか、本条による留学に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 課程修了の認定

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 前項の試験の評価は、秀・優・良・可・合・不可の6種の評語をもって表し、秀・優・良・可・合を合格とする。

3 試験については、別に定める。

第9条 本学に2年以上在学し、第7条に定める授業科目及び単位数を修得した者には教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

#### 第4章の2 教育職員免許状等授与の所要資格

第10条 乳幼児教育学科において教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第9条に定める卒業の要件を充たし、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。本学科において取得できる教育職員免許状の種類は、幼稚園教諭二種免許状である。

2 乳幼児教育学科において指定保育士養成施設卒業証明書授与の所要資格を取得しようとする者は、第9条に定める卒業の要件を充たし、かつ、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 乳幼児教育学科において社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、第9条に定める卒業の要件を充たし、かつ、社会福祉法第19条第1項により厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する授業科目及び単位を修得しなければならない。

#### 第5章 学年及び入学・休学・退学等

第11条 学年は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 入学の時期は学年の始めとする。

第13条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月下旬まで

後期 9月下旬から3月31日まで

第14条 本学の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学創立記念日（5月30日）
- (3) 夏期休業
- (4) 冬期休業
- (5) 春期休業

2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認めた場合は、休業日に臨時に授業を行うことができる。

5 第1項第3号から第5号までの期間は年度ごとに定める。

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者
- (6) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

第16条 入学志願者は、所定の手続きを行い、入学試験を受けなければならない。

第17条 入学試験の合格者は、誓約書・保証書・個人情報に関する同意書、学生カードその他本学所定の書類を提出するとともに入学金を添えて、期日までに入学手続きをしなければならない。正当な理由なくして、入学手続きを期日までに完了しない者には、合格の許可を取り消すことがある。

2 前項の入学手続きを完了した者については、学長が入学を許可する。

第18条 保護者等、連帯保証人は、保護者またはこれに準ずる者であって、当該学生を保護監督し、授業料等の支払いその他本人に係わる一切の事項につき責務を負わなければならない。

第19条 学生若しくは保護者等及び連帯保証人が、死亡、転居、若しくは、改姓した場合は、その旨、直ちに届け出なければならない。

第20条 病気その他止むを得ない理由により3月以上修学することができない者は、理由を記した保護者等と本人連署の休学願を提出し、学長の許可を受け、休学することができる。ただし、病気休学の場合は医師の診断書を添付するものとする。

2 学期途中の休学は、授業科目の受講実績がある場合、各学期で定められた授業料等を完納しなければならない。

第21条 休学の期間は学年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を受け引続き1年休学することができる。

2 休学が許可される期間は学期ごととし、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第2条の在学期間に算入しない。

4 休学の理由が消滅し復学しようとする者は、その理由を詳記した保護者等連署の復学願を提出し学長の許可を受け復学することができる。ただし、病気休学の場合は医師の診断書若しくは証明書を添付するものとする。

第 22 条 退学を希望する者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学期途中の退学は、授業科目の受講実績がある場合、各学期で定められた授業料等を完納しなければならない。

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第 2 条に定める在学期間を超えても、なお、本学の定める卒業資格を取得できない者
- (2) 第 21 条第 2 項に定める休学期間を超えても、なお、修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促しても、なお、納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第 24 条 第 22 条により退学となった者及び前条第 1 項第 3 号及び第 4 号により除籍となった者で、退学者にあつては再入学、除籍者にあつては復籍を希望する者があるときは、教授会の審議を経て学長が許可する。

2 再入学および復籍に関する取扱については、別に定める。

第 25 条 本学学生で他の大学に転学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。許可なくして転学を試みた者に対しては、退学を命ずることがある。

第 26 条 他の大学または短期大学から本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の審議を経て学長がこれを許可することがある。

2 転入学を志願する者は、その現に在籍する大学または短期大学の学長の受験許可書を転入学願書に添えて提出しなければならない。

3 転入学に関する規程は、別に定める。

## 第 6 章 入学検定料、入学金、授業料等

第 27 条 入学検定料、入学金、授業料、教育・施設充実費の額は、別表第 2 のとおりとする。

第 28 条 授業料、教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）は、前期及び後期の 2 期に等分して納入する。ただし、入学年度前期の教育・施設充実費については、入学手続き時に納入する。

2 前項の納入期日は、その都度指定する。

第 29 条 転学又は退学した者、又は、停学若しくは退学を命ぜられた者、及び除籍された者は、その学期分の授業料等を納入しなければならない。

2 休学が許可された期間は、授業料等を徴収しない。

第30条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、その理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。ただし、授業料等については、学長が特別の理由があると認める者については、返還することがある。

## 第7章 職員組織

第31条 本学に、事務室を置く。

2 事務室に関し必要な事項は、別に定める。

第32条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

## 第8章 教授会

第33条 本学に教授会を置く。

2 教授会は学長、教授、准教授、専任の講師及び助教をもって組織する。

第34条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第35条 本章に定めるもののほか、教授会の運営に関する規程は別に定める。

## 第9章 図書館

第36条 本学に図書館を置く。教職員及び学生の自由研究に資する。

第37条 図書館に関して必要な事項は別に定める。

## 第10章 進路支援室

第38条 本学に進路支援室を置く

第39条 進路支援室に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 委託・科目等履修生・単位互換履修生及び外国学生

第40条 公共団体又は、民間企業体よりの推薦により、入学を希望する者があるときは委託生と

して入学を許可することがある。

第 41 条 本学の授業科目のうち 1 又は複数の授業科目の履修を志望する者については、当該科目の学習を妨げない限り、選考のうえ教授会の審議を経て科目等履修生として学長が許可する。

2 科目等履修生の入学の時期は、各学期の初めとする。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

3 科目等履修生で履修した授業科目について試験に合格した者には、単位を与える。

第 42 条 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第 43 条 外国人で本学に入学を志願する者には、選考の上入学を許可する。

第 44 条 単位互換の協定を締結した大学または短期大学の学生が単位互換開講科目の履修を希望したときは、教授会の審議を経て履修を許可する。

2 単位互換履修生の履修手続き、履修結果の処理及び授業料等は、単位互換協定に基づき行う。

3 単位互換履修生に関して必要な事項は別に定める。

## 第 12 章 厚生・保健施設

第 45 条 本学に保健室を置き、学生等の健康相談に応じる。

第 46 条 本学に、学生の厚生に資するため厚生施設を置く。

第 47 条 厚生施設に関する必要な事項は別に定める。

## 第 13 章 賞罰

第 48 条 学年中よくその本分を全うし、学生の模範とするに足る者は、教授会の審議を経て学長が表彰する。

第 49 条 本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の審議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 50 条 学生の賞罰に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。(授業料等及び入学金) 但し、昭和 43 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。(学科目及び単位数)

附 則

この学則は昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。(教育課程及び授業料等の額) 但し、昭和 47 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。(学科名及び学生定員)

附 則

この学則は昭和 48 年 4 月 12 日から適用する。(本学の休日)

附 則

この学則は昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。(専攻科及び授業料等の額) 但し、昭和 49 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。(授業料等の額) 但し、昭和 50 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。(復学者に対しては別にこれを定める。)

附 則

この学則は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。(聴講生及び授業料等の額) 但し、昭和 51 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。(初等教育科に関する項、及び授業料等の額) 但し、昭和 52 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

1 この学則は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。(復学に関する項、及び授業料等の額) 但し、昭和 53 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業等の額は従前納付した額とする。

2 この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。(幼児教育科学生定員及び教育課程)

附 則

この学則は昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。(専攻科及び授業料等の額) 但し、昭和 55 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。(専攻科及び授業料等の額) 但し、昭和 56 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。(専攻科及び授業料等の額) 但し、昭和 58 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。(専攻科及び授業料等の額) 但し、昭和 59 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。(専攻科及び授業料等の額) 但し、昭和 60 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。(専攻科及び授業料等の額) 但し、昭和 61 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる授業料等の額は従前納付した額とする。

附 則

この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 62 年 3 月 31 日以前に入学し、引続き在学する者にかかる授業料等の額については、改正後の学則第 28 条別表第 4 及び第 40 条第 1 項の規定にかかわらずなお従前の額とする。

附 則

この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 63 年 3 月 31 日以前に入学し、引続き在学する者にかかる授業料等の額については、改正後の学則第 28 条別表第 4 及び第 40 条第 1 項の規定にかかわらずなお従前の額とする。

附 則

この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。但し、昭和 62 年度以前に入学した者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学生の総定員は、改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学科	総 定 員	
	平成元年度	平成2年度
幼児教育科	600名	600名
初等教育科	100名	
英語科	100名	200名
計	800名	800名

- 平成元年3月31日以前に入学した者にかかる授業料等の額については、改正後の学則第27条及び第38条の規定にかかわらずなお従前の額とする。
- 平成元年3月31日迄に、入学手続きを終了した者にかかる入学金の額については、改正後の学則第27条及び第38条の規定にかかわらず280,000円とする。

## 附 則

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 平成2年3月31日以前に入学した者にかかる授業料等の額については、改正後の学則第28条及び第39条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

## 附 則

この学則は、平成2年7月19日から施行する。(初等教育科廃止)

## 附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成3年度		平成4年度～11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
幼児教育科	300名	600名	300名	600名	300名	600名
英語科	200名	300名	200名	400名	100名	300名
計	500名	900名	500名	1,000名	400名	900名

## 附 則

- この学則は平成4年4月1日から施行する。(学納諸費改正・保母養成課程改正に伴う教育課程変更・専攻科英語専攻設置)但し、改正後の別表第4及び第5の規定は、平成4年度の入学にかかるものから適用する。
- 平成4年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程及び履修方法、授業料等の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- この学則は平成5年4月1日から施行する。
- 平成5年3月31日以前に入学した者にかかる授業料の額及び専攻科の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に英語科に入学した者にかかる教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に入学した者にかかる授業料の額については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程及び授業料の額については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程及び授業料等の額については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程及び授業料等の額については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 英語科は、平成11年4月1日から学生募集を停止する。
- 3 専攻科英語専攻の学生募集を平成11年4月1日から停止する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 9 条短期大学士の学位の授与については平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかか

ならず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる学納諸費については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 31 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学生の総定員は第 4 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	令和 3 年度	
	入学定員	総 定 員
幼児教育科	200 名	500 名

- 3 令和 3 年 3 月 31 日以前に入学した者にかかる修業年限及び学納諸費については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 学生の総定員は第4条の規定にかかわらず、令和7年度及び令和8年度以降は、次のとおりとする。

学 科	令和7年度		令和8年度以降	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
乳幼児教育学科	150名	350名	150名	300名
幼児教育科	200名			

- 3 令和6年度以前に入学した者にかかる授業料等については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 学生の総定員は第4条の規定にかかわらず、令和8年度及び令和9年度以降は、次のとおりとする。

学科	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
乳幼児教育学科	150名	300名	100名	250名	100名	200名

別表第1-1

# 教 育 課 程

乳幼児教育学科

授業科目の名称	授業方法	単位数		1単位あたりの時間数	備考	授業科目の名称	授業方法	単位数		1単位あたりの時間数	備考
		卒業必修	卒業選択					卒業必修	卒業選択		
子どもと自然(幼児と環境①)	講義		2	15		教育制度論	講義		2	15	
子どもと植物(幼児と環境②)	講義		2	15	6	保育の心理学	講義	2		15	
科学あそび(幼児と環境③)	講義		2	15	単	特別支援教育(障害児保育を含む)	演習		1	30	
シェンターと教育	講義		2	15	位	教育課程総論	講義	2		15	
出会いの心理学	講義		2	15	選	保育の計画と評価	講義		2	15	
コミュニティと福祉	講義		2	15	択	幼児理解と保育方法	講義		2	15	
子どもと絵本	講義		2	15	必	教育情報技術演習	演習		1	30	
表現の世界	講義		2	15	修	保育相談とカウンセリング	講義		2	15	
音楽の世界	講義		2	15		教育実習(幼)	実習		4	40	
基礎演習	演習	1		30		教育実習指導(幼)	演習		1	30	
人権論	講義		2	15		教職実践演習(幼)	演習		2	15	
人権概論	講義		1	15		保育原理	講義	2		15	
キャリアデザイン	講義		2	15		子ども家庭福祉	講義		2	15	
文章表現法	講義		2	15		社会福祉	講義	2		15	
日本国憲法	講義		2	15		子ども家庭支援論	講義		2	15	
保健体育講義	講義			15		社会的養護I	講義		2	15	
保健体育実技	実技		1	30		保育者論	講義		2	15	
外国語(英会話)	演習		1	30		子ども家庭支援の心理学	講義		2	15	
外国語(中国語)	演習		1	30		子どもの理解と援助	演習		1	30	
外国語(韓国語)	演習		1	30		子どもの保健	講義		2	15	
情報技術演習A	演習		1	30		子どもの食と栄養A	演習		1	30	
情報技術演習B	演習		1	30		子どもの食と栄養B	演習		1	30	
ピアノ演奏法I	演習	1		30		乳児保育I	講義		2	15	
ピアノ演奏法II	演習	1		30		乳児保育II	演習		1	30	
音楽表現入門	演習		1	30		子どもの健康と安全	演習		1	30	
造形表現入門	演習		1	30		障害児保育A	演習		1	30	
身体表現入門	演習		1	30		社会的養護II	演習		1	30	
幼児と健康	演習		1	30		子育て支援	演習		1	30	
幼児と人間関係	演習		1	30		保育実習I	実習		4	40	
言語表現(幼児と言葉)	演習		1	30		保育実習指導I	演習		2	30	
身体表現(幼児と表現①)	演習		1	30		保育実習II	実習		2	40	
造形表現(幼児と表現②)	演習		1	30		保育実習指導II	演習		1	30	
音楽表現(幼児と表現③)	演習		1	30		保育実習III	実習		2	40	
保育内容「健康」の指導法	演習		1	30		保育実習指導III	演習		1	30	
保育内容「人間関係」の指導法	演習		1	30		保育実践演習A	演習		1	30	
保育内容「環境」の指導法	演習		1	30		保育実践演習B	演習		1	30	
保育内容「言葉」の指導法	演習		1	30		子どもと音楽	演習		1	30	
保育内容「表現」の指導法	演習		1	30		あそびと造形	演習		1	30	
保育内容総論	演習		1	30		あそびと運動	演習		1	30	
教育原理	講義	2		15		ピアノ演奏法III	演習		1	30	
幼児教育教師論	講義		2	15		ピアノ演奏法IV	演習		1	30	

## 別表第1-2

## 別に定める授業科目

(学則第6条の別に定める単位計算)

授業形態	1単位あたりの 授業時間数	科目名
演習	30時間	保育実習指導Ⅰ・保育実習指導Ⅱ・保育実習指導Ⅲ
実習	40時間	保育実習Ⅰ・保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲ

## 別表第2-1

## 乳幼児教育学科 学納諸費

区分	金額	備考
入学検定料	30,000 円	
入学金	250,000 円	入学時
授業料	790,000 円	年額
教育・施設充実費	350,000 円	年額

## 別表第2-2

## 乳幼児教育学科 長期履修学生 学納諸費

区分	金額	備考
入学検定料	30,000 円	
入学金	250,000 円	入学時
授業料	526,000 円 528,000 円	年額 1・2年次 年額 3年次
教育・施設充実費	280,000 円	年額